

蔵管第 号

（又は財務局発遣番号）

大 蔵 大 臣

印

又は（何財務局長）

返還善後処理金決定通知書

昭和 年 月 日付で貴殿から提出された返還善後処理金支払請求書を審査した結果貴殿に支払われるべき金額を下記の理由により次のとおり決定しましたから、連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（昭和 34 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項の規定により通知します。

¥ _____

上記金額は法第 3 条第 2 項の規定により国債で交付しますが、その総額が 5 千円未満であるとき又は 5 千円未満の端数金額があるときは、その金額については現金で支払います。なお、連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 59 号）第 5 条に該当する場合は、大蔵大臣及び財務局長の決定金額の合計額について上記の区分により支払います。

なお、この通知書記載の金額に不服がないときは、別添念書を折り返し大蔵大臣（又は財務局長）に提出して下さい。

決定理由	
------	--

（注）この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）及び法第 6 条の規定により、この決定通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に大蔵大臣に対して異議申立て（財務局長が決定した場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に大蔵大臣に対して審査請求）をすることができます。